

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

納付する意思があっても事情によって納期限までに納付することが困難な場合があります。一定の要件に該当する場合には、納付を1年間猶予する「徴収猶予制度」があります。

4月30日、徴収猶予の「特例制度」が創設されました。これは、新型コロナウイルスの影響により事業収入や個人の給与などが相当減少した方で、要件に該当する方は、担保不要で延滞金がかからずに猶予を受けられる制度です。

(注) 徴収猶予制度及び特例制度は、納税者の状況に応じて納期限を遅らせて納付できる制度です。税額が減る制度ではありません。

○対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、今年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

○対象となる税目

- ・令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税、国民健康保険税などほぼすべての税目が対象になります。

○申請手続等

- ・納期限までに申請が必要です。
- ・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

・お問い合わせ
いいまち
飯豊町税務会計課 ☎0238-87-0513

・徴収猶予についてのホームページ
<https://www.town.iide.yamagata.jp/005/tyousyuuyuuyo.html>

